

公益社団法人大分県社会福祉士会
役員選出規則

2014年3月9日制定

(目的)

第1条 この規則は、公益社団法人大分県社会福祉士会（以下「本会」という。）定款第13条第1項に基づき、役員選出に関する基本的事項を定めることを目的とする。

(役員の種類)

第2条 この規則において「役員」とは、理事及び監事をいう。

(理事の区分及び定数)

第3条 理事は原則正会員とし、定数は次のとおりとする。

理 事 10人以上15人以内

2. 前項の理事の定数のうち必要に応じて全体の1/5を超えない範囲において正会員以外の理事を置くことができる。
3. 理事の選出区分に全県選出理事とブロック選出理事を公示にて置くことができる。

(監事の区分及び定数)

第4条 監事は次のとおりとする。

正会員または正会員以外の監事 2人以内

(候補者選出方法)

第5条 本会の役員候補者の選出方法は、次のとおりとする。

- (1) 正会員理事 立候補制とする。
- (2) 正会員以外の理事 理事会の議決により候補者を選出する。
- (3) 正会員監事 理事会の議決により候補者を選出する。
- (4) 正会員以外の監事 理事会の議決により候補者を選出する。

(正会員理事の立候補)

第6条 正会員理事として立候補する場合の要件は、次のとおりとする。

- (1) 立候補者は、定款第5条に規定する正会員であること。
- (2) 立候補者の時期は、役員改選にあたる総会の前の別に定める期間とす

る。

(3) 立候補者の受付は、郵送によることとし、締切日の消印を有効とする。

(4) 立候補者は、所定の立候補届に立候補理由を明記し、提出しなければならない。

2. 立候補者は、立候補にあたり正会員 2 人の推薦を必要とする。その場合には、推薦者は次の条件をすべて満たすことを要する。

(1) 推薦者は、所定の推薦書に推薦理由を明記すること。

(2) 推薦者が推薦できる立候補者は、1 人とする。

(3) 推薦者が推薦できる立候補者は、本人の配偶者及び 2 親等内の親族以外の者とする。

(4) 推薦者は、立候補できない。

(選挙管理委員会)

第 7 条 役員選出にかかる公正な事務を行なうため、選挙管理委員会を設置する。

2. 選挙管理委員会の委員定数は、5 人とする。

3. 選挙管理委員会は、正会員理事選出のための公示を、立候補受付期間開始日の 2 週間前までに行う。

4. 選挙管理委員会は、20 日以上 30 日を越えない範囲で、立候補受付期間を定めなければならない。

5. 選挙管理委員会は、立候補の受付及び審査を行ない、理事会による正会員以外の

理事及び監事候補者の選出を受けて、役員立候補者名簿を整え、社員総会に提出する。

(選挙管理委員)

第 8 条 選挙管理委員は、正会員の中から公募し抽選により選出され、会長が委嘱する。

2. 選挙管理委員は、理事に立候補し、または立候補者を推薦することができない。

3. 選挙管理委員長は、選挙管理委員の互選により選出する。

4. 選挙管理委員の任期は、役員改選にあたる社員総会の当日までとする。

5. 第 1 項により選出された委員の名簿は、会長が会員に公表する。

(役員立候補者名簿の公示)

第 9 条 選挙管理委員会は、立候補受付期間後、すみやかに候補者一覧を作成し、本

会広報紙等を用いて公示しなければならない。

(役員選任方法)

第 10 条 社員総会において役員を選任する方法は、次のとおりとする。

(1) 正会員の理事 出席者による投票で行い、上位得票者とする。

(2) 正会員以外の理事 出席者による信任投票を行い、過半数をもって決する。

(3) 正会員の監事 出席者による信任投票を行い、過半数をもって決する。

(4) 正会員以外の監事 出席者による信任投票を行い、過半数をもって決する。

2. 前項第 1 号の投票方法等の細目については、理事会において別に定める。

(立候補者が定数に満たない場合)

第 11 条 第 5 条に関わらず、候補者が定数に満たないときは、選挙管理委員長は理事会に定数を補う立候補者の推薦を依頼することができる。理事会は、理事会の議決により候補者を選出する。

(欠 員)

第 12 条 役員に欠員が生じた場合の措置は、理事会において別に定める。

(委 任)

第 13 条 この規則に定めるものの他、細則に関する事項については、理事会において別に定める。

(改 正)

第 14 条 この規則を改正しようとするときは、理事会の議決を経なければならない。

付則

- 1 この規則は、平成 26 年 3 月 10 日から施行する。
- 2 この規則は、平成 30 年 3 月 23 日から施行する。
- 3 この規則は、令和 2 年 1 月 25 日から施行する。
- 4 この規則は、令和 3 年 11 月 26 日から施行する。